

(趣旨)

第1条 この規則は、国際武道大学大学院学位規程第3条第2項の規定により、国際武道大学(以下「本学」という。)大学院武道・スポーツ研究科における特定課題研究の審査基準について定める。

(報告書の内容)

第2条 特定課題研究は特定課題研究最終報告書(以下「報告書」という。)として提出する。

- 2 報告書は、研究成果を達成した経緯を詳細に記述したものとする。
- 3 報告書の作成やデータの保管等に関して倫理的配慮が求められる場合には、国際武道大学研究倫理規程のほか研究課題に関連する学会及び団体の倫理規定等を遵守しなければならない。
- 4 報告書は修士論文とは異なり、内容及び研究成果の評価基準に関しては、著者の経験等に基づいて導き出されたものも重視される。

(報告書の構成)

第3条 報告書は原則として、Plan(計画)、Do(実施・実行)、Check(点検・評価)及びAct(処置・改善)の項目にて構成されていることが求められる。

2 構成項目におけるそれぞれの要点は次のとおりとする。

構成	要点
Plan(計画)	(1) 従来の実績や将来の予測などをもとにした目的や業務計画が明確に示されていること。
Do(実施・実行)	(1) 計画に沿って行われた活動や業務の実施内容が示されていること。 (2) 実施した時の工夫や用具(含む、工夫や改良を行った時の過程)などが示されていること。
Check(点検・評価)	(1) 実施内容とその成果が計画に沿っていたかどうかの検討と評価が行われていること。 (2) 成果に対する評価基準と評価結果(評価基準が主観的・客観的を問わない)が示されていること。 (3) 評価によって新たに得られた課題などが示されていること。
Act(処置・改善)	(1) 目的や目標を達成するための計画に対する改善点やそれに対する処置方法、提言などが示されていること。

(申請報告書の審査基準)

第4条 審査対象となる学位申請特定課題研究最終報告書(以下「申請報告書」という。)の審査基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 学術論文に求められる諸要件と同様に論理の独創性や一貫性等を満たしていること。ただし、客観性に関しては、内容及び研究成果の評価基準が著者の経験等に基づいて導き出された主観的なものも可とする。
- (2) 審査対象となる申請報告書が、同様な計画あるいは同様な企画を行おうとする後人に対して有効となる示唆を与える資料となり得ること。
- (3) 実施(Do)の際の工夫、評価(Check)の際の主観的基準に関する視点及び改善(Act)に関する提言等明確な表現並びに内容の独創性が認められること。

(口頭発表に対する審査基準)

第5条 最終試験となる口頭発表に対する審査基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 申請報告書に関連する知識及びその周辺知識を有していること。
- (2) 申請報告書の内容を、明確に伝えるためのプレゼンテーション能力を有していること。

(申請報告書の審査)

第6条 審査対象となる申請報告書の審査では、本学の学位授与方針等を踏まえ、第4条及び前条の要件を満たし、武道・スポーツ領域において、自立した研究者として高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得しているかという観点で総合的に審査する。

附 則

この規則は公告の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、平成28年度入学生から適用する。